

○「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」の実施について

平成8年4月12日 消安セ業第122号
各都道府県消防設備保守協会理事長(会長)あて
財団法人日本消防設備安全センター理事長

(最終改正) 平成25年4月1日消安セ業第212号

消防用設備等点検済表示制度(以下「点検済表示制度」という。)につきまして、平成3年5月1日から「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」(以下「普及要綱」という。)に基づき運用してまいりましたが、このたび、一部を改正し、平成8年4月1日から別添1の「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」(以下「推進要綱」という。)として全国統一的に実施することといたしました。

つきましては、各都道府県消防設備協会(以下「設備協会」という。)におかれましては、下記の項目に留意され、この推進要綱に基づく点検済表示制度を運用していただきたくお願い申し上げます。

記

1 推進要綱の概要

今回の普及要綱の一部改正は、点検済表示制度の運用を公正かつ適正に行うためのものであり、その概要は次のとおりである。

- (1) 点検済表示制度の実施に当たって、防火対象物の関係者、安全センター、設備協会及び点検実施者等の関係者が一致協力して推進するよう、それぞれの役割を明確にしたこと。
- (2) 点検済票のデザイン、種類及び消防用設備等ごとの表示位置を整理したこと。
- (3) 点検済表示制度を適正に運用するため、設備協会に「消防用設備等点検済表示管理委員会」(以下「管理委員会」という。)を設置し、点検済票の管理、交付対象者の審査及び適正な業務の遂行状況の確認等を行うことにより、設備協会が行う点検済表示制度に係る事務の公正な遂行を確保することとしたこと。
- (4) 点検済票の交付を受けている点検事業者が行う点検業務に起因する事故に対し、損害賠償保険が付されていることを点検済票に表示することとしたこと。
- (5) 現に普及要綱に基づき、点検済表示制度を実施している設備協会にあっては、3年間の経過期間を置くこととしたこと。また、その他の設備協会にあっては、できる限り同経過期間中に推進要綱に基づく点検済表示制度を実施することが望ましいこと。

2 点検済表示制度の運用

推進要綱に基づく点検済表示制度については、平成8年4月5日付けをもっ

て消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長あてに、別添2「消防用設備等点検済表示制度について」（平成8年4月5日付け消防予第61号）のとおり通知されているので、同制度の運用に当たっては、この通知及び次に掲げる事項について留意されたいこと。

(1) 点検済票のデザイン、種類及び消防用設備等ごとの表示位置については、原則として、推進要綱によることとされたいこと。

なお、設備協会は、必要に応じ補助ラベルを使用できることとしているが、事前に管理委員会においてその必要性を含め審議することが必要であること。

(2) 点検済票には、損害賠償責任保険に加入済みである旨が表示されることとされているが、これは設備協会が点検済票の貼付された消防用設備等の点検に起因する事故に係る損害賠償の取扱いについて一定の責任を負うことを意味することであること。

(3) 点検済票の交付手数料は、設備協会において適正に定めるものとする。

(4) 点検済票については、当該点検済票を交付した設備協会の存する都道府県内で使用するものとする。

(5) 普及要綱により運用を開始している設備協会にあつては、平成11年3月31日までに、推進要綱に基づく点検済表示制度となるよう整備されたいこと。特に、点検済票の種類、デザイン、交付手数料の設定等については、早急に検討を進めることが必要であること。

3 管理委員会の設置

点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、管理委員会を早急に設置し、同制度の基本事項についての検討を開始されたいこと。

なお、管理委員会の設置に当たっては、都道府県消防主管課及び関係消防機関の参画が不可欠であるが、この点に関しては消防庁から関係機関に別途指導がなされる予定であるので、これを踏まえ設備協会からも関係機関の指導、協力方について要請されたいこと。

4 点検済表示制度に係る規程等の整備

次に掲げる規程等を整備されたいこと。

- (1) 消防用設備等点検済表示制度運用規程
- (2) 消防用設備等点検済表示制度運用細則
- (3) その他所要の規程等

(別添省略)